

## 第439回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年7月4日(火)
- 2 開催年月日 令和5年8月2日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

### 委員(11名)

大井誠治会長、菅野信弘委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、  
皂健一郎委員

[欠席4名：渡部容子委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員、斎藤千加子委員]

### 岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、平嶋特命課長、藤原主任主査、堀越主任主査、高梨主任、山野目沿岸広域振興局水産部水産振興課長、佐藤大船渡水産振興センター課長、志田宮古水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、神水産技術センター所長、横澤漁業取締事務所長

### 事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

### 傍聴者

赤平英之

### 報道関係者

刈谷洋文

## 5 委員会の議事

第1号議案 第一種共同漁業及び第二種共同漁業に係る漁業権の免許について(諮問)

第2号議案 第一種区画漁業及び第二種区画漁業に係る漁業権の免許について(諮問)

第3号議案 令和5管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について(諮問)

第4号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

第5号議案 第二種共同漁業(小型定置漁業)の保護区域の設定に関する委員会指示について

第6号議案 第二種共同漁業(小型定置漁業)のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について

第7号議案 岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について

第8号議案 岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業のいか釣り漁業  
操業禁止区域の設定に関する委員会指示について

第9号議案 船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕に関する委員会指示  
について

第10号議案 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について

## 6 報告事項

令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能  
量の変更について

## 7 委員会の経過

### 前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願い  
いたします。

### 大井会長

ただ今から、第439回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、  
御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、御出席をいただき、ありがとうございます。  
また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案でございますが、漁業権の免許等に係る県からの諮  
問4件のほか、委員会指示6件、報告事項1件を予定しております。

議案が多くなっておりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、開会に  
当たっての御挨拶といたします。本日は、大変、御苦勞様でございます。

### 前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお  
願いいたします。

### 大井会長

それでは、早速ではございますが、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させ  
ていただきます。

本日は、渡部委員、金澤委員、平井委員、斎藤委員の4名が欠席でございますが、11  
名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8  
条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、湊委  
員と八木橋委員をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

### 大井会長

それでは、第1号議案でございます。「第一種共同漁業及び第二種共同漁業に係る漁  
業権の免許について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

それでは、説明させていただきます。第1号議案、「第一種共同漁業及び第二種共同漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」。要旨、岩手県知事から漁業法（昭和24年法律第267号）第70条の規定により、第一種共同漁業及び第二種共同漁業に係る漁業権の免許について、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関しましては、来月、9月1日の免許に向けて、これまで漁業法等の規定に基づきまして必要な手続きを踏んできているものでございます。

最初に、これまでの経過等について御説明いたしますので、恐れ入りますが、資料の5ページをお開き願います。掻い摘んでこれまでの経過を御説明いたしますと、昨年からは、今年度の漁業権一斉切替えに向けた作業を進めてまいりまして、本年1月に、海区漁場計画の素案を作成し、海上保安部等関係機関との協議やパブリック・コメントによる利害関係人からの意見聴取を済ませ、3月に海区漁場計画の案として、当委員会に諮問がなされてございます。

これを受けまして、当委員会では、3月10日開催の第436回委員会、それから4月25日開催の公聴会及び第437回委員会において審議し、県が作成した海区漁場計画の案に対して異議のない旨を答申してございます。

その後、県では4月28日に海区漁場計画を決定、公示し、その公示に基づき、漁業権を取得しようとする漁業協同組合から県に免許申請書が提出されましたことから、今般、県から漁業法の規定に基づき免許処分するに当たって、当委員会の意見を求める諮問があったものでございます。

それでは、資料の1ページをお開き願います。令和5年7月24日付け水振第291号による知事からの諮問書の写しでございます。標題は「第一種共同漁業及び第二種共同漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」。本文では、漁業法の規定により、別紙に記載する者から免許申請があったので、委員会の意見を求めることが記載されてございます。

最初に、漁業法の規定についてでございますが、資料の6ページをお開き願います。上段部分、第69条第1項の太字で下線を引いている箇所を拾い上げて読みますと、「免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。」ことが規定されてございます。また、その下の第70条で「前条第1項の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」ことが規定されておりまして、これが知事からの諮問の根拠となっております。

それでは、免許申請の状況を御説明いたしますので、資料の2ページをお開き願います。2ページから3ページに跨りまして、第一種共同漁業の免許申請一覧として、表の左側の公示番号一共第1号から第310号まで計51件の申請書が、県が公示した免許申請期間内に県内漁業協同組合から提出されてございます。

同様に、3ページに底刺し網及び磯建網を内容とする第二種共同漁業について、公示番号二共第1号から第310号まで、次の4ページになりますが、小型定置網を内容とする第二種共同漁業について公示番号二共第2号から第315号まで、計41件の申請書が提出されてございます。何れの申請につきましても、競願はございません。

この免許申請につきまして、漁業法の規定に基づき、申請者が適格性を有しているかどうかを審査し、その結果について知事に答申することになります。

適格性の審査に関連する漁業法の条文について御説明いたしますので、再度、6ページを御覧願います。

まず、第71条でございますが、「免許をしない場合」として第1項で「次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。」として、第1号から第4号に具体的な内容が示されております。

第1号は「申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき」という規定でございますが、これにつきましては、後ほど第72条の条文を確認しながら御説明させていただきます。

次の第2号では「海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき」とありますが、今回の申請につきましては、全て公示した内容に合致しております。

次の第3号では「漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき」となっておりますが、特に不当な集中があるとは認められません。

第4号では「漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき」とありますが、今般の漁業権の免許に当たっては、海区漁場計画を作成する段階で確認・調整が図られておりますので、問題はございません。

以上のとおり、今般の申請につきましては、第71条第1項の第2号から第4号に規定されている「免許をしない場合」には該当いたしません。

それでは、先ほど、後回しにいたしました第71条第1項第1号の「申請者が次条に規定する適格性を有する者」とはどういう場合が該当するのか、確認してまいります。

第72条の所になりますが、本議案の第一種及び第二種共同漁業につきましては、漁業協同組合の組合員が行使する団体漁業権でございますので、第2項の規定が関係してまいります。

まず、第2項本文の前段で、「団体漁業権について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であること」が規定されておまして、これが一つ目の適格性要件になります。

また、同項第2号の所になりますが、「その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの」と規定されてござ

いまして、簡単に申しますと、沿岸漁業者の大多数を組合員とする漁業協同組合に適格性があるという規定となっておりまして、これが二つ目の適格性要件となります。

それでは、今般、諮問のございました免許申請につきまして、適格性要件を満たしているかどうかを確認してまいりたいと思います。

別冊横書きの資料になります。別冊の資料を御覧ください。第一種及び第二種共同漁業権適格性審査資料の1ページを御開き願います。この表は、左から順に、申請漁協名、その漁協の組合地区、海区漁場計画の公示番号、関係地区を記載し、その隣に、先ほど御説明いたしました漁業法第72条第2項本文の地区適合を記載しております。更に、その右側には同条第2項第2号の沿岸漁業を営む者の世帯数を整理し、その適否を記載しております。

資料1ページから5ページにかけて第一種共同漁業、6ページ、7ページに底刺し網及び磯建網を内容とする第二種共同漁業、最後、8ページに小型定置網を内容とする第二種共同漁業について整理しておりますが、御覧のとおり、全ての申請が関係地区の要件、それから沿岸漁業を営む者の世帯数の要件を満たしているものと判断されますことから、地区適合、適確性要件の適否の欄には全て「適」と記載しているものでございます。

免許申請者の適格性に係る事務局からの説明は以上となります。第一種共同漁業51件及び第二種共同漁業41件の免許申請につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

#### 大井会長

ただ今、第1号議案について事務局から説明がありましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の声)

#### 大井会長

御意見等なければ、お諮りいたします。第1号議案について、免許申請者に適格性があり、免許することが妥当である旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、その旨、答申することに決定いたします。

---

第1号議案終了

#### 大井会長

続きまして、第2号議案でございます。「第一種区画漁業及び第二種区画漁業に係る漁業権の免許について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

#### 前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願

います。第2号議案、「第一種区画漁業及び第二種区画漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」。要旨、岩手県知事から漁業法第70条の規定により、第一種区画漁業及び第二種区画漁業に係る漁業権の免許について、当委員会の意見を求められているものでございます。

先ほど、御審議いただきました第1号議案の共同漁業と同様に、本議案に関しましても、来月、9月1日の免許に向けて所要の手続きを踏んできているもので、県が公示した海区漁場計画に基づき、当該漁業権を取得しようとする漁業協同組合から県に免許申請書が提出されましたことから、今般、県から漁業法の規定に基づき免許処分するに当たって、当委員会の意見を求める諮問があったものでございます。

それでは、資料の1ページをお開き願います。令和5年7月24日付け水振第292号による知事からの諮問書の写しでございます。標題は「第一種区画漁業及び第二種区画漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」。本文ですが、漁業法の規定により、別紙に記載する者から免許申請があったので、委員会の意見を求めることが記載されてございます。

諮問の根拠となります漁業法第69条と第70条につきましては、第1号議案で御説明、確認していただきましたので、ここでの再度の説明は省略させていただきます。

それでは、免許申請の状況を御説明いたしますので、資料の2ページをお開き願います。資料の2ページから4ページの中ほどにかけて、第一種区画漁業の免許申請一覧として、公示番号一区第1号から第337号まで計134件の申請書が、県が公示した免許申請期間内に県内漁業協同組合から提出されてございます。また、4ページの中ほどには、第二種区画漁業の免許申請として、公示番号二区第1号及び第2号の2件の申請書が提出されてございます。何れも競願の申請はございません。

この免許申請につきまして、漁業法の規定に基づき、申請者が適格性を有しているかどうかを審査し、その結果について知事に答申することになります。

適格性の審査に関連する漁業法の条文について御説明いたしますので、資料の6ページを御覧願います。

第71条、「免許をしない場合」の規定につきましては、第1項の第2号から第4号までは、第1号議案同様、該当する申請はございません。

同条第1項第1号の「適格性を有する者」でございますが、次の第72条で「免許についての適格性」として規定されてございます。先ほど、第1号議案で御審議いただいた共同漁業権は団体漁業権でございましたので、適格性要件を規定している条項も特定されておりましたが、本議案の区画漁業権は、団体漁業権のほか個別漁業権に区分される漁場もございます。また、団体漁業権の中でも、現在の漁業権の内容と概ね等しい漁場として計画されている類似漁業権漁場と、それ以外の新設漁場等の区分もございまして、それぞれ適格性の判断規定が異なりますことから、少し分かりやすく適格性要件を表に整理してございます。7ページの表になります。表が上下、2つに分かれておりまして、上が団体漁業権、下が個別漁業権について整理してございます。

まず、上の団体漁業権でございますが、先ほど若干触れさせていただきました類似漁業権漁場、これが申請の大半を占めるものとなりますが、①として、「申請漁協の地区内に、関係地区の全部又は一部を含むこと」、②として、「申請漁協の組合員世帯数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上を占めること」が適格性要件とされております。

次に、類似漁業権漁場以外として、今般の申請では新設漁場として計画された久慈地区の一区第3号が該当いたしまして、①は先ほどの類似漁業権漁場と同じ地区要件となっております。②の方ですが、「申請漁協の組合員世帯数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上を占めること」とされております。

次に、下の表の個別漁業権でございますが、これは漁業協同組合自らが経営する漁場となりますが、第一種区画漁業のうち第2号、第6号、第121号、第138号及び第202号の5つの漁場と、第二種区画漁業の第1号及び第2号の、合計7つの漁場が対象となります。この個別漁業権の適格性要件は、申請者が第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守していること」、第2号の「暴力団員等でないこと」、第3号の「役員や使用人も第1号、第2号に該当しないこと」、第4号の「暴力団員等がその事業活動を支配する者ではないこと」とされております。

それでは、今般、諮問のございました免許申請につきまして、適格性要件を満たしているかどうかを確認してまいりたいと思います。別冊横書きの資料になります。

第一種及び第二種区画漁業権適格性審査資料の1ページを御開き願います。この表は、左から順に、申請者名、海区漁場計画の公示番号、漁場名、個別又は団体漁業権の別、関係地区を記載し、更に、表の右半分には、個別漁業権と団体漁業権ごとに適格性を有するかどうかの判断情報として、法令遵守の誓約、漁業を営む者の世帯数を整理し、適格性要件の適否を記載してございます。

最初に、個別漁業権について確認してまいりたいと思いますが、個別漁業権に該当する所は、1ページの洋野町漁協が申請する一区第2号、それから久慈市漁協が申請する一区第6号、ページを飛びまして、3ページの宮古漁協が申請する一区第121号、4ページの三陸やまだ漁協が申請する一区第138号、それから5ページの新おおつち漁協が申請する一区第202号の5つの漁場の第一種区画漁業と、最後の8ページになりますが、洋野町漁協が申請する二区第1号、それから綾里漁協が申請する二区第2号の第二種区画漁業、併せますと、6つの漁業協同組合が申請する7つの漁場が対象となります。

これらの漁業協同組合からの申請書類には、役員又は使用人の中に漁業又は労働に関する法令を遵守しない者はいないこと、暴力団員等に該当する者もないこと、また、暴力団員等によって事業活動が支配される法人ではないことを誓約する書面が添付されていることを確認しております。

また、これらの添付書類を含めた申請書は、当委員会事務局の併任書記が配置されております沿岸及び県北広域振興局水産部、水産振興センターにおいて十分審査された上で受理されておりますことから、漁業協同組合が自営する7つの漁場に係る申請につきましては、申請者に適格性があるものと判断し、適格性要件の適否の欄は、全て「適」と記載してございます。

次に、団体漁業権のうち、新設漁場について見てまいります。1ページにお戻り願います。団体漁業権の新設漁場に該当する部分は、1ページの久慈市漁協が申請する一区第3号が該当いたします。地区要件につきましては、第1号議案で適合することを確認済みでございますし、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する757世帯全て、100パーセントが、申請者である久慈市漁協の組合員世帯であることも確認できておりますことから、適格性要件の欄には「適」と記載してございます。

最後に、一区第3号以外の第一種区画漁業になりますが、残り計128件の類似漁業権漁場につきましても、御覧のとおり関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯数は、全て100パーセントということで、申請漁協の組合員が全てを占めることが確認されておりますので、表の一番右側の適格性要件の適否の欄は、全て「適」としてございます。

免許申請者の適格性に係る事務局からの説明は以上となります。第一種区画漁業134件及び第二種区画漁業2件の免許申請につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

#### 大井会長

ただ今、第2号議案について事務局から説明がありました。これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の声)

#### 大井会長

よろしいですか。

(「はい」の声)

#### 大井会長

御意見等がなければ、お諮りをいたします。第2号議案について、免許申請者に適格性があり、免許することが妥当である旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、その旨、答申することに決定をいたします。

---

第2号議案終了

## 大井会長

続きまして、第3号議案でございます。これは、「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第3号議案、「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、令和5管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)について、漁業法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を変更するに当たり、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料10ページに抜粋して整理してございます。関係する箇所を太字として下線を引いて表記しておりますが、この漁獲可能量の変更につきましては、これまでも県から諮問があった都度、関係条項を説明させていただいておりますので、ここでの改めての説明は省略させていただきます。後ほど、御確認いただければと存じます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年7月21日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案のタイトルと同じでございます。その後の本文では、くろまぐろの小型魚及び大型魚に係る知事管理漁獲可能量を変更したいので、委員会の意見を求めることが記載されております。

変更案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますが、その内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

## 平嶋特命課長

水産振興課の平嶋でございます。第3号議案について、着座にて御説明させていただきます。

まず、4ページを御覧願います。令和5年4月から令和6年3月までの令和5管理年度におけるくろまぐろの小型魚と大型魚について、農林水産大臣から本県での漁獲可能量について、小型魚を96.8トン、大型魚を64.9トンに変更した旨の通知がございました。これは、本県の大型魚の漁獲が積み上がっていることから県から農林水産大臣に対し、県で留保していた小型魚の漁獲可能量4トン大型魚の漁獲可能量へ振り替えるよう要望していたものが承認されたものでございます。

5ページを御覧願います。くろまぐろ小型魚の漁獲状況の表です。左から2列目の①が令和4管理年度、同じく3列目の②が令和5管理年度、4列目が前年度比を示してございます。4列目の前年度比を御覧いただきたいのですが、4月は565パーセント、5月

は125パーセントとまとまった漁獲があり、令和4年度の同期よりも小型魚の漁獲が、現在、積み上がっている状況にあります。

続きまして、6ページを御覧願います。くろまぐろ大型魚の漁獲状況の表でございます。合計の欄を御覧願います。これにつきましては、既に御報告しているとおり4月に前年の82パーセントまで漁獲が積み上がっている状況になります。

8ページを御覧願います。くろまぐろ(大型魚)を規定している岩手県資源管理方針の別紙1-4でございます。第3の1、後段を御覧願います。読み上げます。「当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。」とあります。同じく、次の9ページにも、くろまぐろ(小型魚)を規定している別紙1-5でございますが、同様の規定となっております。

戻って、3ページを御覧願います。くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の変更案の新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正後を示してございます。くろまぐろ(小型魚)の右側の現行では、知事管理漁獲可能量を95.760トンとし、5.040トンを県の留保としておりますが、左側の改正後では県で留保せず、漁獲可能量全てを知事管理漁獲可能量に繰り入れ、96.800トンにするものでございます。

また、くろまぐろ(大型魚)の現行では、知事管理漁獲可能量を57.855トン、3.045トンを県の留保としておりますが、改正後では県で留保せず、漁獲量全てを知事漁獲可能量に繰り入れ、64.900トンとするものです。

なお、今回の変更の後、融通制度等により漁獲可能量の変更があった場合には、令和5年2月8日に開催された第435回岩手海区漁業調整委員会でお諮りした事例と同様に、岩手県資源管理方針にのっとり機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても、併せてお諮りいたします。以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量の変更することに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正については、県に御一任いただくようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## 大井会長

ただ今、第3号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(小川原委員、「はい」の発声)

## 大井会長

はい、どうぞ。

## 小川原委員

改正後では、県の保留分をなくして、全部、小型は96.8トン、大型は64.9トン、漁獲可能になるわけですが、県の保留を無くして、これを超えた場合は、県はどのような措置

をとるのですか。水産庁は、来年超えた部分を岩手県の漁獲可能数量から減らしてくるわけですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

(平嶋特命課長、「はい」の発声)

**大井会長**

はい、どうぞ。

**平嶋特命課長**

漁獲可能量を超えた場合についてですけれども、今、小川原委員がおしゃったとおり、翌年の県の方への配分から差し引かれることとなります。なお、超えそうな場合につきましては、漁業法に基づき漁獲の自粛の要請、それから勧告、超えた場合については、採捕の禁止という措置をとることとなります。

**小川原委員**

もし、超えた場合、水産庁から来年の分が減らされてくるわけですが、そうした場合に、例えば小型魚を多く獲った漁場ですか、その部分について、来年度、漁獲数量から差引くという考えでよろしいですか。

(平嶋特命課長、「挙手」)

**大井会長**

はい。

**平嶋特命課長**

国の方から配分されている漁獲可能量については、漁場ごとの配分はございませんで、県の中の内部の規定として漁場ごとに目安量という形で割り振っているものでございますので、県全体の漁獲可能量が減らされるということになります。

**小川原委員**

県全体が減らされる。減らされた部分を今までだと小型は、各漁場にトン数割りしているわけです。ですから、例えば今年度、超えた漁場について、その部分を来年度、減らすのですか、という質問なんですけど。

**平嶋特命課長**

県の中のルールとしては、そういった形で対応してございます。

**小川原委員**

はい、分かりました。そういう考え方でよろしいですね。

**大井会長**

よろしいですか。

**小川原委員**

はい。

(三田地委員、「はい、すみません」の発声)

### 三田地委員

これは、質問しても無理かなと思うんですけども、私の情報が間違っていた場合は勘弁願いたいと思うんですが、国の方では、今年度の漁獲、TACの関係の、数量、水揚げの増は要望しないという情報がありました。ただし、6年になるんだか、それ以降は国の方でもそれなりに考えていると、新聞等、ニュース等で、これは感じておりますが、今、小川原委員が言ったとおり、我々の方は県の保留分を入れて増になりますけども、もう今年の場合は春から水揚げがあったわけで、今のところ、ほとんどまぐろはのぼってますんで、帰りがどれくらい来るのか、我々はそれこそ心配な面があります。小さいのであれば、10キロかなんぼ、それ以下であれば完全に放流はできますけれども、それ以上になると、今の漁法だとほとんど魚を殺してというか、死んだのを投げるようなものなんです。特にも大型になると、ほとんど活かして放流することは不可能に近いものです。ですから、そこら辺をまず、他所の方ではぶかぶか浮かんで半分死んだような魚を見かけた漁師もあるようなものですから、これをですね、何と言ってもこれは決まっているものですから、水揚げは厳しいと思うんですが、そこらを県の方でも国の方に強く働きかけていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

(太田漁業調整課長、「挙手」)

### 大井会長

はい。

### 太田漁業調整課長

ただ今の三田地委員からの御質問というか、御意見についてでございますが、やはりくろまぐろの資源管理が始まってから、当初は小型魚が多く獲れていたということで、県としても大型魚の割り当てを増やしていただくような形のを国に求めていたところでございますが、これが資源管理が成功していて網に入ってくる魚のサイズが大きくなっているということで、春先に定置協会の理事の方に集まっていた際には、そういう情報をいただいていたところでございます。そういったところも受けまして、県としては今年、昨年、国に対する要望の中で大型魚の割り当てを増やしていただくような形をお願いしたいということと、併せて小型魚から振替融通制度等がございますので、そういった中でも上限が決められているわけですが、そういった部分がある程度配慮いただいて小型魚から大型魚への振替等についても、ある程度こちらの方の希望を聞いてもらえる形の要望を行っているところでございます。

### 三田地委員

はい、お願いします。

(小川原委員、「会長さん、すみません」の発声)

### 大井会長

はい、どうぞ。

### 小川原委員

まぐろの関係で、各定置から放流した分の数量が報告されているわけですが、7月末って言ったってちょっと無理だと思いますが、現時点で、大型、小型の放流した数量、トン数が概算でも分かるのであれば、教えて欲しいですけど。

(太田漁業調整課長、「挙手」)

### 大井会長

はい。

### 太田漁業調整課長

申し訳ございません、ちょっと今、放流した数量が手元にございませんで、後で調べて、小川原委員に御報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

### 小川原委員

はい、分かりました。よろしく願いします。

(砂田委員、「はい」の発声)

### 砂田委員

まぐろの小型、大型の説明でございますけれども、この間までのまず小型の水揚げですけれども、各漁協に割り振りしてると思うんですが、漁協の小型の枠を既に超えている漁協がありますね。その点、県ではどのように考えているんですか。

(太田漁業調整課長、「挙手」)

### 大井会長

はい。

### 太田漁業調整課長

今、御指摘がありましたとおり、小型魚の当初配分についての上限を超えて獲ってしまった漁協さんもございます。今日の今回諮問させていただきましたとおり、追加配分で県の留保分を解除して、小型魚について、それはそれぞれ、また定置網の方に配分させていただきますので、その配分後の数字で超過があれば、それは先ほど平嶋の方から御説明させていただきましたとおり、それは来年度分から調整させていただきますが、追加配分した中に収まっているのであれば、それについては、今年度分の割り当て範囲内と判断させていただくというふうに考えてるところでございます。

### 大井会長

よろしいですか。

### 砂田委員

それを超えた分の漁協に、何か県の方から指示があるんですか。

### 太田漁業調整課長

指示ですか。

### 砂田委員

超えていることを漁協に。

**湊委員**

毎月、出てるじゃない。

**平嶋特命課長**

今、おしゃっていただいたとおり、毎月漁獲の状況というのを各漁業権者の皆さんに御報告してございまして、その超えているところの漁協さんについては、自粛する、追加配分があるまで自粛するようにお話ししているところでございます。

**大井会長**

いいですか。

**砂田委員**

はい。

(湊委員、「もう一つ、いいですか」の発声)

**大井会長**

はい、どうぞ。

**湊委員**

今さっき、課長さんは、小型の方は少なくなっているような話しをしたんですが、この頃入っている小型魚もかなり体が小さくて、去年も小さかったですけど。この頃入っているやつなんかは、4キロから5キロが多いです。時には、20数キロアップするような物も入って、そういうのは値段もいいですが、今、かなりこまいのが大量に入っているわけなんです。うちの方でも、7月の末かな、900本ぐらい放したって言うんですよ。その辺がちょっと、管理をね、これを見ると、小型の方から大型の方に4トンぐらい回したってということなんですけど、もっと小型の方を獲らしてもらわないと、大型の入らない網なんか、ほんとにみんな放すようになるので、その辺をちょっと考えてもらいたいと思います。

(太田漁業調整課長、「すみません」の発声)

**大井会長**

はい、どうぞ。

**太田漁業調整課長**

小型魚の方もですね、やはり当然、数が獲れている状況もありますので、我々としても小型魚全てを大型魚に替えたり、いきなり小型魚の配分を半分くらいにして残りを替えるという形は考えておりません。来年度以降のまぐろ類、小型も大型まぐろも含めてなんですが、そちらの利用の仕方等につきましては、来年度の当初配分が確定する前の段階で、基本的な考え方の案を我々としては関係者の方にお示しして、その中で了解が得られた方法で来年度は4月の管理年度の開始から漁獲を始めていただくというふうに考えているところでございます。

**大井会長**

よろしいですか。

湊委員

はい。

大井会長

他、ございませんか。

湊委員

例えば来年の配分方法を、今から考えているわけですか、大型魚の。

太田漁業調整課長

一応考えて、私案という段階ではあるんで、まだ皆様の前でお示しするまでには至っておりませんが、一応考え始めているところでございます。

大井会長

他、御意見がなければ、お諮りをいたします。第3号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

---

第3号議案終了

---

大井会長

続きまして、第4号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。第4号議案、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第1号、第2号、第10号及び第13号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の16ページから18ページにかけて抜粋して整理してございます。

最初に、16ページを御覧願います。今回の制限措置等を定めようとする漁業でございますが、県漁業調整規則第4条の太字で下線を引いて表記している所になりますが、第1項第1号の「あわび漁業」、第2号の「なまこ漁業」、第10号の「すくい網漁業」及び第13号の「さけはえ縄漁業」の4つの漁業が対象でございます。

また、制限措置として定める項目等につきましては、17ページと18ページに抜粋して整理してございますが、これまでも知事からの諮問の都度、規定の内容は説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年7月24日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案タイトルと同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠法令・関係条項が記載され、結びに貴委員会の意見を求めますと記載されてございます。

2ページ以降に、対象となる漁業ごとの制限措置の内容等の資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

### 太田漁業調整課長

それでは、水産振興課でございますが、知事許可漁業の制限措置等につきまして御説明させていただきます。失礼ですが、着座にて失礼します。

初めに資料の11ページ、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」をお開き願います。知事許可漁業の許可申請の募集に当たりましては、許可すべき船舶の数等、上段の表の着色した項目を「制限措置」として定め、その内容をあらかじめ公示することとされております。今回お諮りする的是上段の表、操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類着色をしております9の「すくい網漁業」と12の「さけはえ縄漁業」、そして下段の表、操業区域を共同漁業権区域内とする「あわび漁業」と3の「なまこ漁業」でございます。

今回の諮問の対象となる漁業に係る主な制限措置につきまして、御説明いたしますので次のページ、12ページをお開き願います。

制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」につきまして、御覧ください。まず、(1)の「操業区域を漁業権区域内とするあわび漁業」、「ア あわび漁業」と「イ あわび潜水器漁業」につきましては、共同漁業権区域内において漁業権者又は漁業権者から操業の同意を得た者が行うものでありますから、許可の数は「定めなし」とするものでございます。

続きまして、(2)「操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とするあわび漁業及びなまこ漁業」につきましては、共同漁業権が設定されていない海域であわび又はなまこを採捕するものであり、要望調査の結果を踏まえてあわびで合計297件、なまこでは大船渡地区で72件の許可枠を公示しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。(3)「操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業」について御説明いたします。まず、アの「すくい網漁業」につきましては、令和5年9月30日に許可の有効期間が満了することから、要望調査の結果に基づき、業界団体の意見を踏まえまして、要望数と同数の許可枠を定めようとするものでございます。許可の数は、「しらうお、しろうおすくい網漁業」で合計12件、「すくい網漁業」で合計1件の公示を予定しております。

続きまして、イの「さけはえ縄漁業」につきましては、県が定める隻数の最高限度を超えないよう国から通達されていることから、要望調査の結果を踏まえまして、要望数と同数の許可枠を定めようとするものでございます。許可の数は、操業区域1で78件、操業区域2で52件の公示を予定しております。

ただ今、御説明した漁業に関する制限措置につきましては、お手元資料の2ページから10ページに公示案を示してございます。併せて御確認願います。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

#### 大井会長

ただ今、第4号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の発声)

#### 大井会長

御意見等がなければ、お諮りいたします。第4号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

---

#### 第4号議案終了

---

#### 大井会長

続きまして、第5号議案でございます。これは、「第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域の設定に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### 大野事務局次長

それでは、第5号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。これ以降、着座にて説明させていただきます。

第5号議案、「第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域の設定に関する委員会指示について」。要旨、令和5年9月1日付けで漁業権の免許が予定されている第二種共同漁業（小型定置漁業）について、当該漁業を保護するため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、保護区域を設定しようとするものでございます。

委員会指示を発動する根拠法令として漁業法については、8ページを御覧ください。漁業法第120条、ゴシック・アンダーラインの部分ですが、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第60条第1項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第7項に規定する入漁権をいう。次条第1項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁

業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」  
となっております。

令和5年9月1日付けで知事免許が予定されている第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を設定するものでございます。漁業権の免許申請者から、それぞれの漁場への保護区域設定の要望を受けて行うものでございます。

次に5ページから7ページを御覧願います。これは、現在、出されている委員会指示でございます。定置漁業は、漁具を固定した受け身の漁法でありますことから、一定の保護区域を設けまして、1の(2)の所にアンダーラインを引いておりますとおり、「小型定置漁業に対し、著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない」として、保護区域内における漁業の制限をしているものでございます。

7ページの最後に、「参考」として現在の委員会指示の発動状況について表に整理してございます。定置漁業は「漁業権に基づく大型定置」と、同じく漁業権に基づく「第二種共同漁業の小型定置」、それから一番下の「知事許可に基づく小型定置」の3つのタイプがございまして、一部の小型定置を除き、ほとんどの定置漁業について保護区域を設定しております。

この内、太線で囲っております真ん中の「免許に基づく小型定置網」の現在の許可の有効期間が令和5年8月31日で満了となりますことから、本議案では、引き続き、同年9月1日から令和15年8月31日までの有効期間に免許される小型定置の24件の漁場に係る保護区域の設定について、御審議いただくものでございます。

それでは、4ページを御覧願います。ここには、一般的な「定置網の模式図」として、保護区域を設定するに当たって基点となる元地、左右の台、胴張りの沖側の浮子の位置を図示しております。

同じく4ページの下を図を御覧願います。「小型定置漁業の保護区域の模式図」をお示ししております。保護区域の定め方について、模式図で御説明します。まず、定置網を囲んでいる赤色の二重線がございまして、免許が予定される漁場の区域を示しております。その外側を囲む青色の太い実線が「保護区域」でございまして、

この区域は、定置網・身網の左上に表示しております「左側の沖側の台」から漁場別に定める距離の点アと、反対の「右側の沖側の台」から漁場別に定める距離の点イ、それから図の中央、上の「胴張りの沖側の浮子」から漁場別に定める距離の点ウ、それと元地の位置となる点エを通る直線に囲まれた区域となります。

漁場別のそれぞれの点ア、イ、ウの距離については、免許を申請する漁業協同組合から保護区域の設定の要望があり、一覧表として整理しておりますので、3ページを御覧願います。表の項目は、左から、公示番号、漁場名、時期、現行の点ア、点イ、点ウの距離、要望の点ア、イ、ウの距離、要望内容等としてございます。各漁協からの要望距

離は、表のとおり、全て現行と同じでございます。また、二共第313号、第314号の小型定置は、保護区域の要望がありませんでした。

以上のように、第二種共同漁業（小型定置漁業）の免許が予定され、その免許を受ける漁業協同組合から継続して保護区域の設定要望がありますことから、事務局といたしましては、当該漁業の保護のため、長年、それぞれの漁場で操業秩序が維持され、定着している区域を、引き続き、保護区域として設定することが適当であると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。委員会指示（案）でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を次のとおり設定する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、令和5年9月1日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、「1 保護区域」、次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域。以下のア線、イ線、ウ線、エ線、それから点ア、点イ、点ウ、点エにつきましては、先ほどの模式図で御説明したとおりでございます。漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、全て現行どおりでございます。

「2 保護区域内における漁業の制限」でございますが、「保護区域内においては、第二種共同漁業（小型定網漁業）に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。」として、これも現行どおりでございます。

なお、委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いをいたします。御審議のほど、よろしく願います。以上です。

## 大井会長

第5号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

（「ありません」の発声）

## 大井会長

はい、御意見等がなければ、お諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

## 大井会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

## 大井会長

続きまして、第6号議案でございます。「第二種共同漁業（小型定置漁業）のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をして下さい。

## 大野事務局次長

それでは、第6号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。第6号議案、「第二種共同漁業（小型定置漁業）のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」。要旨、令和5年9月1日付けで漁業権の免許が予定されている第二種共同漁業（小型定置漁業）について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、いか釣り漁業の操業禁止区域を設定しようとするものでございます。

いか釣り漁業につきましては、夜間操業する場合に集魚灯を使用いたしますことから、その操業が定置漁業に影響を与えないよう、先ほど御審議いただきました第5号議案の保護区域に接続して、更に沖側に操業禁止区域を設けるものでございます。

まず、最初に6ページを御覧願います。「いか釣り漁業の操業禁止区域の模式図」をお示しております。先ほどの第5号議案で御審議いただいた保護区域を青色の線でお示ししておりますが、この左側のア線と右側のイ線を沖側に延長した線と、沖側のウ線、そのウ線から更に沖側にエ線を設定し、これによって囲まれた二重線の部分、範囲のグレーの部分になりますが、ここを夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域として設定するものでございます。

7ページを御覧ください。このいか釣り漁業の操業禁止区域設定に至った経緯等につきまして示してございます。平成7年6月に、いか釣り漁業の全国団体である全国いか釣り協議会において、小型いか釣り漁船の光力の上限を180キロワットにすることが決議されております。これを受けて、岩手県でも平成10年8月に、いか釣り漁業を内部組織に持つ業界団体の岩手県沿岸漁船漁業組合から県に対して、集魚灯の光力の上限を引き上げるよう要望書が提出され、平成11年5月に漁業調整規則で規定されていた「30キロワット以下」とするいか釣り漁業の電気設備に係る制限が削除されたところでございます。

一方、これに対して、光力の上限の引き上げによって影響を受ける定置漁業の県団体である岩手県定置漁業協会から、当委員会に対して、いか釣り漁業の操業禁止区域を設定するよう要望書が提出されたところで、この調整として最終的には、平成11年5月10日に開催された両団体の合同役員会で「定置の身網から沖合500メートル以内をいか釣り漁業の操業禁止区域とする」ことの合意が図られたもので、これを基に、以降、定置漁業や第二種共同漁業権の小型定置漁業の漁業権が切替わる都度、あるいは知事許可の小

型定置漁業が更新される都度、両団体の意向を確認しながら委員会指示を発動してきているところでございます。

8ページ、9ページには、現在、出されている委員会指示を載せておりますが、第二種共同漁業（小型定置漁業）の現在の免許の有効期間が今月末で満了となりますことから、この度、岩手県定置漁業協会と岩手県沿岸漁船漁業組合から、改めていか釣り漁業の操業禁止区域設定の意向を確認しております。

3ページを御覧願います。岩手県定置漁業協会からの文書の写しでございますが、この文書には、次の4ページの岩手県沿岸漁船漁業組合からの同意書の写しを添えて、前回同様、操業禁止区域を継続して設定するよう要望する旨の内容となっております、同意の期間については、令和5年9月1日以降の小型定置漁業の免許及び許可の期間となっております。

5ページを御覧願います。5ページには岩手県沿岸漁船漁業組合から提出いただいた文書の写しで、操業禁止区域の設定に特に意見はないことの回答をいただいております。

以上のことから、いか釣り漁業の操業区域について、岩手県定置漁業協会から継続した設定要望があり、関係団体との調整も図られておりますことから、事務局といたしましては、本年9月1日から第二種共同漁業（小型定置漁業）について、漁場周辺でのいか釣り漁業による影響を緩和して小型定置漁業の保護を図るため、引き続き、夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域を設定することが適当であると考えております。

それでは、委員会指示（案）を御説明いたしますので、1ページを御覧願います。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、令和5年9月1日を予定しております。会長名でお出しします。

指示の内容でございますが、「1 操業禁止区域」として、次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域。以下のア線からエ線、それから点アから点エにつきましては、第5号議案と先ほど模式図で御説明したとおりでございます。漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、表の構成とすれば、先ほどの第5号議案の保護区域の表中に点エが追加されているだけでございます。この点エの距離は、全て500メートルとなっております。

「2 操業禁止区域内における操業禁止時間」は、日没から日の出までの間を禁止としてでございます。

なお、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任いただきますようお願いいたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。以上でございます。

## 大井会長

第6号議案について、事務局から説明が終わりましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思います。

(「ありません」の発声)

## 大井会長

はい、御意見等がなければ、お諮りします。第6号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

## 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

---

第6号議案終了

---

## 大井会長

続きまして、第7号議案でございます。「岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について」上程いたします。事務局から説明をお願いします

## 大野事務局次長

それでは、第7号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第7号議案、「岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について」。要旨、岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、保護区域を設定しようとするものでございます。

委員会指示を発動する根拠法令として、漁業法については、先ほど御審議いただいた第5号議案でお示ししたものと同一なので、省略させていただきます。

次に6ページ、7ページを御覧願います。これは、現在、出されている委員会指示でございます。定置漁業は、漁具を固定した受け身の漁法でありますことから、一定の保護区域を設けまして、1の(2)の所にアンダーラインを引いてありますとおり、「小型定置漁業に対し、著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない」として、保護区域内における漁業の制限をしているものでございます。

次に、8ページを御覧願います。「参考」として、現在の委員会指示の発動状況について表に整理してございますが、先ほどと同じ表でございます。今回の議案は、一番下の「知事許可に基づく小型定置」の部分で、この許可の有効期間が令和5年8月31日で満了となりますことから、本議案では、引き続き、同年9月1日から5年間の有効期間

で許可される小型定置網の8件の漁場に係る保護区域の設定について、御審議いただくものでございます。

5ページを御覧願います。「小型定置網漁業の保護区域の模式図」をお示ししております。保護区域については、先ほどの5号議案と同じ考え方になります。上段の「Aタイプ」のような、元地が陸上に接する所にあつて、保護区域が海岸線でもって囲まれるものと、下段の「Bタイプ」という形で、元地が海上にあつて、陸上にない形の保護区域の2種類の形がございます。保護区域の定め方については、第5号議案と同じ考え方なので、省略します。

漁場別のそれぞれの点ア、イ、ウの距離については、知事許可による小型定置網漁業を営もうとする漁業協同組合から保護区域の設定の要望があり、一覧表として整理しておりますので、4ページを御覧願います。表の項目は、左から、Aタイプ・Bタイプの別、許可番号、漁場名、現行の点ア、イ、ウの距離、要望の点ア、イ、ウの距離、要望内容等としてございます。各漁協からの要望距離は、表のとおり、全て現行と同じでございます。

以上のように、岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業が継続して許可され、その許可を受ける漁業協同組合から継続して保護区域の設定の要望がありますことから、事務局といたしましては、当該漁業の保護のため、長年、それぞれの漁場で操業秩序が維持され、定着している区域を、引き続き、保護区域として設定することが適当であると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。委員会指示(案)でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条の許可に係る小型定置網漁業の保護区域を次のとおり設定する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、令和5年9月1日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、1として、先ほど御説明いたしました漁場の模式図の「Aタイプ」の漁場について、整理をしております。

「(1) 保護区域」、次の直線ア線、イ線及びウ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。以下のア線、イ線、ウ線、それから点ア、点イ、点ウにつきましては、先ほどの模式図で御説明したとおりでございます。漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、全て現行どおりでございます。

「(2) 保護区域内における漁業の制限」でございますが、「保護区域内においては、岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。」として、これも現行どおりでございます。

2ページを御覧願います。2として「Bタイプ」の漁場について記載をしております。  
「(1) 保護区域」、次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域。以下のア線からエ線、それから点アから点エにつきましては、先ほどの模式図で御説明したとおりでございます。漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、全て現行どおりでございます。

また、「(2)の保護区域内における漁業の制限」につきましても、先ほど御説明した1の(2)と同様でございます。

なお、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

#### 大井会長

ただ今、第7号議案について事務局から説明がありました。これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の発声)

#### 大井会長

はい、御意見等がなければ、お諮りをいたします。第7号議案について、原案のとおり指示することにし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

はい、全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

---

第7号議案終了

---

#### 大井会長

続きまして、第8号議案でございます。これは、「岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

#### 大野事務局次長

それでは、第8号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。第8号議案、「岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」。要旨、岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、いか釣り漁業の操業禁止区域を設定しようとするものでございます。

いか釣り漁業につきましては、夜間操業する場合に集魚灯を使用いたしますことから、その操業が定置漁業に影響を与えないよう、先ほど御審議いただきました第7号議案の保護区域に接続して、更に沖側に操業禁止区域を設けるものでございます。

まず、最初に6ページを御覧願います。第6号議案及び第7号議案で御審議いただいたとおり、青色の線でお示ししている保護区域の沖側にエ線を設定し、灰色で色付けしている部分、ここを夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域として設定するものでございます。

このいか釣り漁業の操業禁止区域設定に至った経緯等につきましては、先ほど御審議いただいた第6号議案でお示したとおりでございますので、省略いたします。

7ページには、現在、出されている委員会指示を載せております。知事許可である小型定置網漁業の許可の有効期間が今月末で満了となりますことから、この度、許可の更新に際して岩手県定置漁業協会と岩手県沿岸漁船漁業組合から、改めて、いか釣り漁業の操業禁止区域設定の意向を確認しております。

3ページを御覧願います。岩手県定置漁業協会からの文書の写しでございますが、この文書には、次の4ページの岩手県沿岸漁船漁業組合からの同意書の写しを添えて、前回同様、操業禁止区域を継続して設定するよう要望する旨の内容となっております。

5ページには、岩手県沿岸漁船漁業組合から提出いただいた文書の写しでは、操業禁止区域の設定に異論はないことの回答内容となっております。

以上のことから、いか釣り漁業の操業区域について、岩手県定置漁業協会から継続した設定要望があり、関係団体との調整も図られておりますことから、事務局といたしましては、本年9月1日から許可が更新予定の小型定置網漁業について、引き続き、夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域を設定することが妥当であると考えております。

それでは、委員会指示（案）を御説明いたしますので、1ページを御覧ください。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、令和5年9月1日を予定しております。会長名でお出しします。

指示の内容でございますが、「1 操業禁止区域」として、次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域。以下のア線からエ線、それから点アから点エにつきましては、これまで御説明したとおりでございます。漁場別の距離は、下にお示しております表のとおりで、表の構成とすれば、先ほどの第7号議案の保護区域の表中に点エが追加されているだけでございます。この点エの距離は、全て500メートルとなっております。

「2 操業禁止区域内における操業禁止時間」は、日没から日の出までの間を禁止としてございます。

なお、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

#### 大井会長

ただ今、第8号議案について事務局から説明がありましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の発声)

#### 大井会長

はい、御意見等がなければ、お諮りをいたします。第8号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

---

第8号議案終了

---

#### 大井会長

続きまして、第9号議案でございます。「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### 大野事務局次長

それでは、第9号議案について御説明いたします。ピンクの表紙の資料を御覧ください。第9号議案、「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について」。要旨、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止及びさけはえ縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について制限しようとするものでございます。

初めに、3ページを御覧願います。本委員会指示を必要とする理由について記載してございます。

最初に、1の「はえ縄(いかり止めによるものを除く。)以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕の禁止について」でございますが、この指示は、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止を図るため、昭和56年度に発動し、その後も毎年発動しているものでございます。

次に、2の「さけはえ縄漁業の操業の時間及び操業の方法の制限について」でございますが、この指示は、平成2年度に当時の岩手県さけ・ます延縄漁業組合から要望を受

けまして、さけ延縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るために、毎年発動しているものでございます。

4ページを御覧願います。令和5年6月8日付けで当委員会の会長あてに、岩手県沿岸漁船漁業組合から「令和5年度さけ・ますの採捕に係る制限について(要望)」として、前年同様の内容で要望する旨の要望書が提出されております。

今年も、さけはえ縄漁業の操業が見込まれることから、事務局といたしましては、今年度におきましても、昨年度と同様の委員会指示の発動が必要と考えております。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年度の委員会指示(案)を御説明いたします。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、岩手県の沖合海面において、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について、次のとおり制限する。日付けにつきましては、本日、御承認いただければ、令和5年9月1日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、「1 制限の期間」、令和5年10月1日から令和6年2月29日まで。「2 制限の内容」以降につきましては、昨年度と同様の内容となりますので、読み上げは省略させていただきますが、参考として、2ページにこの委員会指示の新旧対照表と、5ページ以降には、委員会指示の変遷やさけはえ縄漁業の概況に関する資料を添付しております。後で御覧ください。

また、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。それでは、御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

#### 大井会長

第9号議案について事務局から説明が終わりましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の発声)

#### 大井会長

御意見等がなければ、お諮りをいたします。第9号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 大井会長

はい、全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

---

第9号議案終了

## 大井会長

続きまして、第10号議案でございます。「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 大野事務局次長

それでは、第10号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。第10号議案、「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」。要旨、岩手県のひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について制限しようとするものでございます。

初めに、3ページを御覧願います。今般の委員会指示につきましては、岩手県漁業協同組合連合会からの要望に対応し、平成19年から毎年発動してきております。今年度におきましても、令和5年7月28日付けで当委員会の会長あてに岩手県漁業協同組合連合会から、「ヒラメの採捕制限に係る海区漁業調整委員会指示の継続について」として、前年と同様に、全長30センチメートル未満のヒラメの採捕の禁止や委員会指示の発動期間を周年とすることなどの内容の要望書が提出されております。

次に、5ページを御覧願います。これは、今年3月に、岩手県漁業協同組合連合会と岩手県水産技術センターが「岩手県沖における漁業資源の生態と資源特性」として取りまとめた報告書から、ヒラメの資源動向等について抜粋したものでございます。

報告書では、水揚げ動向や資源動向について記述されておまして、全長組成や年齢別推定資源量などに関する調査結果から、本県のヒラメの資源量水準は「中位」で資源動向は「横ばい」にあると判断されることが記述されております。

更に、下段の「資源動向に関するコメント」では、「安定的な漁獲を維持するためには、現行の資源保護措置を継続し、小型魚を確実に保護することが重要と考えられる。」と整理されております。

事務局といたしましては、岩手県漁業協同組合連合会からの要望と調査研究に基づくヒラメの資源評価などを踏まえ、ヒラメ資源の繁殖保護を図るためには、ヒラメの採捕等について制限する必要があると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年度の委員会指示（案）を御説明いたします。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。日付けにつきましては、本日、御承認いただければ、令和5年9月1日を予定しております。会長名でお出しします。

昨年、委員会指示について御審議いただいた際に、委員からひらめの体長制限は、漁業現場にも浸透しており、1年更新ではなく、今後期間を設けずに禁止してはどうかと御意見をいただきました。岩手県で漁獲しているヒラメは、「ヒラメ太平洋北部系群」に属し、千葉県北部から茨城、福島、宮城、岩手県にまたがる海域で資源評価、資源管理に取り組みされております。この海域でヒラメの漁獲規制を委員会指示している県は、茨

城県、福島県、岩手県でございます。いずれも委員会指示の期間は1年間となっておりますことから、今回も1年間の指示としたいと存じます。

続いて、指示の内容でございますが、「1 制限の期間」、令和5年10月1日から令和6年9月30日まで。「2 制限の内容」以降につきましては、昨年度と同様の内容となりますので、読み上げは省略させていただきますが、参考として2ページに、この委員会指示の新旧対照表、4ページに委員会指示の内容等の変遷、7ページ以降に県内魚市場におけるひらめの水揚状況に関する資料等を添付しておりますので、後で御覧ください。

また、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。それでは、御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

#### 大井会長

第10号議案について、事務局から説明がありました。これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(熊谷委員、「はい」)の発声)

#### 大井会長

はい、どうぞ。

#### 熊谷委員

質問なんですけども、今ちょっと説明のあったヒラメ太平洋北部系群、以前この資源評価、MSYベースの資源評価の結果が出たので、本県の資源管理方針でしたか、ヒラメのところ、この間、改正するということが協議、議題になりました。その方針を改正したことによって、今後、今回は委員会の指示で30センチということで、毎回、毎年ずっとやっているものなんですけども、今後、本県のひらめ資源を維持していくため方針を改正したことで、何か、体長の制限とかが変わっていくとか、何か影響は出て来るんですか。

(平嶋特命課長、「挙手」)

#### 大井会長

はい、どうぞ。

#### 平嶋特命課長

ヒラメの資源管理方針のことにしましてでございますけれども、今、国の方では新たなTACの対象種としてヒラメの太平洋北部系群というのが考えられてございまして、今後、数量管理とか、そういった形での資源管理がなされていく方向になってございまして、体長の方に関しても、当然資源を増加させるための一つの有効な資源管理措置の手段として考えられているところでございます。

#### 熊谷委員

まだまだ、それを見ながらということ。

**平嶋特命課長**

そうでございますね。本県としましては、今、行っている資源管理措置を継続した上で、更に国の方で考えておりますTAC等の数量管理を加えた上で、資源の増加を考えているところでございます

**熊谷委員**

ありがとうございます。

**大井会長**

よろしいですか。

**熊谷委員**

はい。

**大井会長**

他、ございませんか。

(「ありません」の発声)

**大井会長**

はい、御意見等がなければ、お諮りをいたします。第10号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

**大井会長**

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

**大井会長**

本日の議案については、以上でございます。

---

第10号議案終了

---

**大井会長**

次に、「報告事項」に移ります。報告事項、「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源(まいわし太平洋系群)の漁獲可能量の変更について」、県から説明をお願いいたします。

**平嶋特命課長**

それでは、御説明いたします。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。

黄色の表紙の報告事項「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源(まいわし太平洋系群)の漁獲可能量の変更について」でございます。まずお捲りいただき、3ページを御覧願います。令和5年1月から令和5年12月までの令和5管理年度におけるまいわし太平洋系群について、農林水産大臣から本県漁獲可能量について、15,400トンから

28,400トンに変更した旨の通知が、令和5年6月13日付けでございました。これは、本県のまいわし漁獲量が5月末段階で当初配分の15,400トンの70パーセントを超えたため国から追加配分があったものでございます。このため、令和4年12月16日に開催されました第434回岩手海区漁業調整委員会で諮問し、異議ない旨答申いただいたとおり、岩手県資源管理方針に従い、変更された漁獲可能量を令和5年6月20日付で知事管理区分に配分しましたので、御報告します。

4ページを御覧願います。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。5ページの部分を御覧願います。同方針の別紙1-2、まいわし太平洋系群の具体的な資源管理方針でございますが、中段の第3の1で漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準について記載してございまして、95パーセントを岩手県まいわし漁業に配分し、残りを県の留保分に充てるとしております。また、第3の2において、1の規定は、本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用するとあります。

戻りまして、2ページを御覧願います。新旧対照表でございます。表の右側が変更前の知事管理漁獲可能量、左側が変更後でございます。表の左側、改正後を御覧願います。まいわし太平洋系群については、変更された本県漁獲可能量の95パーセントに当たる26,980トンと岩手県まいわし太平洋系群の全ての漁業へ配分し、残り1,420トンを県の留保分に充てる変更を行いました。なお、6月20日付で公表しました内容につきましては1ページ、また、関係する漁業法の条文等を6ページに添付してございますが、後で御覧ください。報告事項は、以上でございます。

#### 大井会長

ただ今、県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

(「ありません」の発声)

#### 大井会長

はい、御質問等がなければ、次に「その他」に移ります。

---

報告事項終了

---

#### 大井会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等ございませんでしょうか。

#### 大井会長

なければ、県から情報提供はございませんか。

#### 太田漁業調整課長

ございません。

#### 大井会長

はい、事務局から何かございませんか。

## 前川事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会でございます。次回の委員会は、来月9月6日、水曜日の開催を予定しております。御審議いただく案件でございますが、来年3月に切替えとなります定置漁業権の海区漁場計画の案に関する県からの諮問等を予定しております。

また、委員会終了後に、宮城海区漁業調整委員会委員との交流会を開催する予定としております。この交流会でございますが、漁場の環境や漁業の形態が似通っている両県海区の情報交換の場として平成14年度から実施しているもので、残念ながら令和2年から昨年度までの3ヶ年、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を見送ってきたところでございますが、状況も改善されてまいりましたので、今年度、再開させていただくものでございます。今年度で16回目の開催となります。

おって、委員会、交流会等の内容が確定いたしましたら、文書で御案内させていただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

## 大井会長

それでは、これにて本日の日程は全て終了いたしましたので、これで委員会を閉会いたします。皆さん、長時間、大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。

---

終了（午後3時30分）

---